

第2回会合における構成員からの主なご意見

2020年6月25日
事務局

議論の前提としての確認事項に関するご意見

- 被害者と発信者のバランスの点については重要だと思っており、インターネット上の誹謗中傷による痛ましい出来事は二度と起こさないように法律で何ができるのかという点を検討しなければならない。それと同時に、表現の自由や通信の秘密はまさに憲法上の人権そのものが問題となってくるテーマでもあるため、この点バランスをとりながら検討していくことが重要。
【北澤構成員】

権利侵害の明白性要件に関するご意見

- プロ責法の中に権利侵害の明白性要件が規定されているのは、被害者と発信者の両側の利益を考慮した結果だと思うので、その意味で今後の自由な発言や投稿のことを考えれば、軽々と要件を緩和することには賛成できない。
【上沼構成員】
- 公益に関わることについて、自身に不利益を生じることを恐れて声を上げにくい等の問題が一般に見られているが、企業や個人の社会的評価の低下につながる情報等が発言されることが健全な社会のありようだと思うので、開示関係役務提供者の対応はまちまちであるが、権利侵害の明白性という要件は堅持すべき。
- プロ責法第3条は、削除の要件について第4条よりも比較的緩やかな要件になっているが、第3条と第4条の区別をつけた立法趣旨は昨今の状況を踏まえても特に変わっていないのではないか。
【以上、大谷構成員】
- 権利侵害の明白性要件の緩和については、解釈論と立法論とを区別して論じる必要がある。とりわけ、立法論として要件を緩和する場合には、開示手続の円滑化にとどまらず、これまで開示を認めるべきではないと判断されていた事例でも開示を認めることになる可能性がある点に留意すべきである。
【栗田構成員】
- 権利侵害の明白性要件については、表現の自由とのバランスをとっているため、必ずしも要件を緩やかにすべきではないが、しばしば裁判では不法行為等の成立を阻却するという点の解釈について、違法性阻却事由のことだけを指しているのか、責任阻却事由や真実相当性、故意、過失まで含むのかという点で争いが肥大化することもあり、プロ責法のガイドラインを見ても専ら違法性阻却事由についての説明しかないため、「不法行為等の成立を阻却する」という記載については整理をする必要がある。
【清水弁護士】
- 不真面目なコンテンツプロバイダが権利侵害の明白性をあまり深く検討しないまま任意開示に応じているケースもあると思うので、コンテンツプロバイダにおいてどのような体制で開示の判断を行っているのか現状を確認する必要があるのではないか。
【若江構成員】

発信者情報の対象拡大に関するご意見

- 二段階認証の際に、音声通話で認証するものもあるので、認証のときの固定電話番号についても対象にしてもよいと思う。
- 実際の手続においてコンテンツプロバイダに対してIPアドレス、タイムスタンプ、メールアドレス、携帯電話番号を開示したいときに、一部については保全手続、一部については本案訴訟ということになるとハードルが上がってしまうことになる。また、本案訴訟をしても事業者が携帯電話番号を保有していなかったということもあり得るので、電話番号の保全の必要性を検討する際には手続が複数にならないという観点も必要になると思う。

【以上、上沼構成員】

- 技術的に誤った電話番号が伝達される可能性が極めて少ないということであれば、電話番号を開示することについては、開示手続の簡素化やログの保存期間の問題を解決できるといった理由から賛同。
- 電話番号の保全の必要性はないものと考えべき。現在の省令を見ると、1号から3号までの発信者の氏名、住所、メールアドレスまでの部分は保全の必要性が認められないもの、4号以降の侵害情報に係るIPアドレス等については保全の必要性が認められるものとなっており、電話番号は1号から3号までと同様の扱いとして、保全の必要性については将来誤解に基づく議論が生じないように、制度上の手当てをしておくことが必要ではないか。

【以上、大谷構成員】

- コンテンツプロバイダから開示を受けた発信者の電話番号を持って、当該電話番号を発信者に割り当てた電話会社に対して弁護士会照会を通じて契約者情報等を取得する際、弁護士会照会を受けた照会先がこれに応じるかどうか判断することになるが、その際、どのような場合であれば照会に応じてよいか、あるいは照会に応じたことよって責任を追及されないのかといった問題について整理しておく必要がある。電話番号の保全の必要性について、これまでの考え方を前提にすると難しいところがあるのではないか。ただし考慮要素として、電話番号自体は単なる数字の羅列であり、当該電話番号の持ち主の特定までの間にはワンクッションあるため、その意味では従来保全が認められてきたコンテンツプロバイダが持っている情報と似た機能を果たす側面もある。他方、電話番号が分かれば弁護士会照会等でほぼ自動的に個人が特定されるのであれば、少し事情が異なることになるため、その点をどう評価するかという点を考える必要がある。
- 発信者情報の開示に関して保全手続を用いることについて慎重であるべきとする1つの根拠として、情報は一旦開示されてしまうと、後に開示すべきでなかったということが分かって復元が困難であるということがしばしば言われてきた。そのこと自体は現在も変わらないが、去年の民事執行法の改正で債務名義であれば仮執行宣言付きの判決等であっても財産に関する情報を得ることができるようになり、情報を開示した結果の復元困難性の評価が若干柔軟化されてきたところ。
- 他方、電話会社の方で電話番号の情報が短期間のうちに消去されてしまうことはないのであれば、緊急に開示を命ずる必要性が欠けてくるので、どういう場合に電話会社で持っている情報がなくなることがあるのか少し具体的に検討する必要がある。
- 保全の必要性は、民事保全法の要件の解釈の問題であり、具体の事案で具体的な諸事情を基礎として判断する問題なので、今この場で議論をして決められる性質のものではない点に留意が必要。

【以上、垣内構成員】

発信者情報の対象拡大に関するご意見

- 現状の課題の1つとして、仮処分と本案訴訟の2回裁判をしなければならない点が指摘されているが、電話番号が開示されれば裁判が1回で済むケースが増えるため、手続をスムーズに進める観点から電話番号を発信者情報の開示対象に追加することは賛成。
- 現状、仮処分でIPアドレス等の開示が認められているのは、IPアドレスの保存期間というタイムリミットの問題が一番の要因だと思っており、電話番号は保存期間というタイムリミットがなかなか考えにくいいため、電話番号の保全の必要性について肯定することは難しいのではないかと。
- 電話番号さえわかれば発信者本人が特定できるという事例はそれなりもあると思われるので、電話番号は氏名や住所に近い情報という整理であるにもかかわらず簡単に開示されているのかという問題は検討する必要がある。

【以上、北澤構成員】

- 電話番号の開示については総論として賛成だが、開示対象として加える電話番号には固定電話番号も含むという前提で考えているのか明らかにしておくべき。
- 現状、保全手続で電話番号を開示していくことは難しいと思うが、SNS事業者のうち電話番号を保有しているのは主に海外事業者であり、海外事業者に対して本案訴訟や通常の裁判手続で開示請求しようとすると、送達に半年以上かかってしまうというリスクが出てくる。そうすると、最終的に発信者を特定できるまでに1年弱かかってしまうという問題がある。プロバイダ責任制限法の中で解決できるのかどうかという問題もあるが、電話番号等の開示手続についても保全の必要性を満たすような手当てが何かできないかという点も検討すべき。

【以上、清水弁護士】

- プリペイドSIMと呼ばれる、短期間でしか使えない電話番号があり、利用が終了した後は、その電話番号が違う人に割り当てられる可能性があるため、過去の時間を遡って電話番号の開示を請求した場合、発信者ではない人が発信者として開示されてしまう可能性もあるのではないかと。
- 例えば、二段階認証で固定電話を使うこともあるため、事業者が固定電話番号の情報は持っているが、氏名・住所・メールアドレスは持っていないというケースも想定できるところ、この場合にプロ責法第4条第2項の意見照会をどうするのか検討すべき。発信者に電話をして意見照会するということは、実務的に運用できるのか確認すべき。
- SNS等で誹謗中傷をする人はとにかく色々なアカウントを作って投稿し、その後削除してしまうことも多いため、その場合にログインIPアドレスが取得できない又は保存されていない場合もあると聞くので、アカウント登録時のIPアドレスも開示対象に含めることが望ましいのではないかと。

【以上、北條弁護士】

- サービスや技術の変化に応じて開示対象を見直すべきだと思うので、電話番号を開示対象に追加することについては異論はないが、今後コンテンツプロバイダへの働きかけ1回で発信者の身元の特定可能性が広がるということになるので、電話番号の保全の必要性については、情報が消されるかという点だけでなく、発信者に与える不利益の大きさという観点からも考えるべき。
- 保全手続については、一旦発信者情報が開示されてしまうと事後的に元に戻すことはできず、発信者に与える不利益が大きいということを理由として、個人を特定できる氏名と住所については仮処分手続の権利行使の必要性について極めて慎重かつ厳格に判断すべきと逐条解説にも書いているので、電話番号についても氏名や住所と同じような扱いとすることが望ましい。

【以上、若江構成員】

新たな裁判手続の創設に関するご意見

- 権利侵害の明白性については、投稿コンテンツに関わるものなので、本来的にコンテンツプロバイダで争っていれば裁判所が判断しているはずであり、アクセスプロバイダとの訴訟で再度明白性を争わなくてもよいはずなので、アクセスプロバイダとの訴訟で改めて権利侵害の明白性を争わなくてはならない点を検討する必要がある。
- 権利侵害の明白性について、コンテンツの中身について直接の利害関係があるのはコンテンツプロバイダ側なので、コンテンツプロバイダに対する訴えの段階で本来的には権利侵害の明白性がもう少しきちんと判断される立付けになるべきであり、手続保障の仕方や審理の仕方についてはきちんと検討する必要がある。
【以上、上沼構成員】
- 権利侵害の明白性について、裁判手続上2回判断しなければならない点は当事者側の負担や裁判所の負担も踏まえて問題ではあるが、他方で発信者側の手続保障が簡易な手続できちんと確保されるような条件が整備されることが望ましく、その点が1回の審理で当該争点について決着をつけるということの争点になると思う。
- 発信者特定のために複数回の手続が必要となる点について、訴訟を1回の手続で解決できるようにすることは必要だと考えており、匿名での訴え提起はハードルが高いと思うので、何らかの決定手続のような裁判手続を新たに設けることができないかと考えている。
- 民事訴訟法の規定にも、220条の2号の文書提出義務の存否そのものについて決定手続で判断をするという規定や、236条の提訴前に証拠保全を相手方を不特定の形ですることが一定の場合にはできるといった規定のように、新たな裁判手続を考えるに当たっての幾つか手がかりとなるものがあるため、発信者情報開示の問題との共通点や相違点を考えながら、発信者情報という問題の重要性も踏まえて、どこまで考えられるのかということを検討する必要がある。
【以上、垣内構成員】
- 権利侵害の明白性の判断について、裁判を2回する必要があるのかという点について、確かに仮処分段階で開示を認めるという保全部の裁判所の判断があるが、仮処分手続は時間が短く十分な準備ができないこともあるため、もし仮処分一本で済ませるような制度を想定するのであれば、プロバイダと発信者の手続保障をどのように確保するのが重要。プロバイダと発信者の手続保障をすると訴訟と変わらない時間がかかってしまうのであれば、従来の保全の必要性の考え方に従って判断すべき。
【北澤構成員】

ログの保存期間に関するご意見

- ログ保存の時間切れ等により結果的に発信者の特定ができないまま法的救済の道が閉ざされるというケースは時折耳にするものの、そのために任意開示を急げということは本末転倒である。
- 発信者情報開示請求制度では、①発信者を特定する段階、②侵害情報に関わる発信者情報の開示自体の可否を判断する段階があり、②については司法の手續保障が必須である。
- 他方、①の発信者を特定する段階に過度に既存の手續を繰り返さなければ本人に到達できない現状の点は改善の余地があり、ADRのような発想で、発信者情報を秘密にしたまま情報交換をしながら発信者を特定するための情報を抽出していく技術的な段階を制度的に設け、発信者が特定できた時点で開示の可否判断については訴訟を提起してもらえれば、複数回の裁判手續の問題は解消するのではないか。

【以上、大谷構成員】

- プロバイダ側としては、保存する容量が沢山増えるのでコストがかかるという面はあるかもしれないが、権利侵害をされた側からすればログの保存期間が短期間であることを理由に特定を諦めざるを得ないということは若干不自然だと思うので、プロバイダ側のログの保存期間を増やすべき。
- プロバイダにおいて、技術的にはとれるにもかかわらず、投稿時のIPアドレスのログをとっていないという点をもう少し議論すべきではないか。

【以上、北條弁護士】

- ログを記録させる義務という形で対応することはハードルが高いと思うので、例えばコンテンツプロバイダに開示請求があった段階で、コンテンツプロバイダからその先のアクセスプロバイダに対して事実上の保存要請をもらう形で、コンテンツプロバイダとの仮処分をしているうちにログが消えてしまうという問題に対応できないか検討すべき。

- 一般的にログを保存する義務をかけるのではなく、あくまでも事件単位で紛争化しているログについては事実上保存させるという対応がよいのではないか。

【以上、北澤構成員】

- ログの保存をコンテンツプロバイダ側からアクセスプロバイダに要請してもらえると開示請求側としては非常に助かるが、ログイン型投稿の場合、非常に多くのログが出てきて複数プロバイダが関係しているという場合も少なくないため、全てのログを調査し、全てのアクセスプロバイダにログの保存要請を行うことは大きな負担となるため事実上難しいと思う。

- また、海外事業者にもログの保存要請を義務づけられるのかという視点も重要。

【以上、清水弁護士】

第2回会合における構成員からの主なご意見

海外事業者への発信者情報開示に関する課題に関するご意見

- 送達手続の問題については、電気通信事業法の改正等を踏まえ、現在よりも送達がしやすくなるような措置を講ずることができないかという点は考えてみる必要がある。また、送達全般の問題になると、民事訴訟法の改正も視野に入り得るし、中長期的には十分考慮に値する問題と考えているが、場合によっては電気通信事業者に関する特例という形で何か措置を講ずることも検討に値するのではないか。【垣内構成員】
- 海外事業者に対する裁判には時間がかかるという問題について、これは発信者情報開示に限る問題ではなく、まさに民事訴訟一般で直面する問題なので、対海外事業者の裁判の手当てについては、プロバイダ責任制限法で対応するのか、民事訴訟制度等で対応するのかという点は検討が必要。
- 現在問題となっているSNSのほとんどは海外事業者のサービスであり、制度設計をするに当たっては、常に海外事業者に対してどうルールを適用・執行するかという視点が不可欠。
【以上、北澤構成員】
- 仮に電話番号の保全の必要性が認められないという形にすると、送達に時間がかかるので、送達に関しての改正という点で何かできないかという点についても検討すべき。
【清水弁護士】

裁判外(任意)開示の促進に関するご意見

- 任意開示において、権利侵害の明白性の判断に逡巡している事業者が多いということは実感しており、暴力的な発言や侮辱といった類型の事例について、開示関係役務提供者の権利侵害明白性の判断を助けるような情報が十分蓄積されていないという点が今後の課題であるため、事例の集積等の施策も併せて総合的に対応しなければならない。【大谷構成員】
- 任意開示をもう少しスムーズに進めるためにも、まずは少なくとも電気通信事業法上の刑事責任の問題についてリスクがないことをガイドライン等ではっきり示すことでプロバイダも任意開示をしやすくなるのではないかな。
- 一般の個人の方への誹謗中傷であれば、そもそも名誉毀損かどうかの判断に当たって公共性がないことが多いため、記載内容が真実かどうかにかかわらず本来任意開示することができると思うので、ガイドライン等で任意開示の判断基準についてより具体的な示し方ができないか。
- 事業者が裁判外で開示に応じた場合の電気通信事業法上のリスクに関しては、ガイドラインに追記したほうがよいのではないかな。
【以上、北澤構成員】
- 現時点では、発信者情報を開示しなければ故意又は重過失がなければ免責ということになっているが、開示した場合の免責規定がないため、コンテンツプロバイダが任意に開示するインセンティブが働かず、リスクをとってまで開示する必要がなければ不開示という方向に働くと考えられる。
【北條弁護士】
- 任意開示が促進されない理由としては、真摯なプロバイダが権利侵害の明らかな事案について慎重になっているという側面と、不真面目なプロバイダが真面目に考えず軽過失免責規定のある非開示に動いているという両面があると思うが、前者については事例集や相談機関の充実等により対応できるのではないかと考えており、後者については、開示してしまった場合の免責規定を設けることにより、発信者情報がどんどん開示されてしまうという弊害があると思うので、プロバイダが誤って開示した場合でも開示の可否について検討した証拠を残せば免責という規定を設けることには反対。
【若江構成員】

その他に関するご意見

- 仮に請求者側が開示された電話番号をネットに書き込む等の悪用をしたとしても、発信者情報開示が容易になれば悪用した自身の電話番号も相手方に開示されることになるため、電話番号の開示の効果は請求者と発信者の両方に働くと思う。【上沼構成員】
- 訴えを提起される被告側の応訴負担だけでなく、正当な権利を行使する原告の提訴の負担もそれなりに大きいものであり、提訴の負担自体が通常の場合には濫訴を抑制するような機能を持っていることもあると思うので、その点も併せて考えていく必要がある。【垣内構成員】
- 行き過ぎた任意開示や発信者情報開示制度の悪用・濫用防止についての検討は必須であり、発信者情報開示制度によって取得した情報を悪用されないことをいかに保障するのか、今のプロ責法第4条第3項で足りるのか、罰則化というのも1つの選択肢として検討することが重要。
- プロバイダが開示請求を受けると、プロ責法第4条第2項で発信者に対する意見照会をしなければならないところ、この意見照会が発信者にとって萎縮効果になるケースが意外と多い。権利侵害の明白性要件が緩和されてしまうと、今までは法的に許されていた匿名表現が許されなくなる可能性があるという点で、表現の萎縮効果についてはかなり慎重に判断しなければならない。【以上、北澤構成員】
- 現行制度が開示を認めている情報と比較して、電話番号の開示には悪用や濫用の危険が伴い、これに対する自衛手段も乏しいため、これを可及的に防止するために、プロバイダ責任制限法4条3項の開示を受けた者の義務を拡充し、又は罰則規定を設けるなどの対応を検討すべきである。仮に厳格な規定を設けたとしても、弁護士が受任していれば悪用や濫用のおそれは低いため、開示請求を過度に阻害することにはならないと思われる。
- 権利侵害の明白性要件の緩和については、特に発信者が個人である場合には、応訴負担が無視できないものであり得ることも考慮すべきである。
- 本来であれば正当な表現であっても、応訴負担等をおそれて批判的な言論を差し控えてしまうことが考えられるため、被害者救済と発信者の利益の保護との調整に当たっては、表現の自由に対する萎縮効果も考慮すべきである。
- 裁判外（任意）開示の促進については、ログの保存が個人データの保護の要請と緊張関係にあることも考慮すべきである。【以上、栗田構成員】
- コンテンツプロバイダがユーザのどのような情報を持っているかという点については、おそらくユーザごとによって変わってくると思うので、コンテンツプロバイダがどのような情報を持っているかということを開示するというのも1つの手であり、仮処分の前段階でプロバイダの保有情報を得られるのであれば、仮処分後にプロバイダが情報を持っていなかったということも未然に防ぐことができるのではないかと。【北條弁護士】